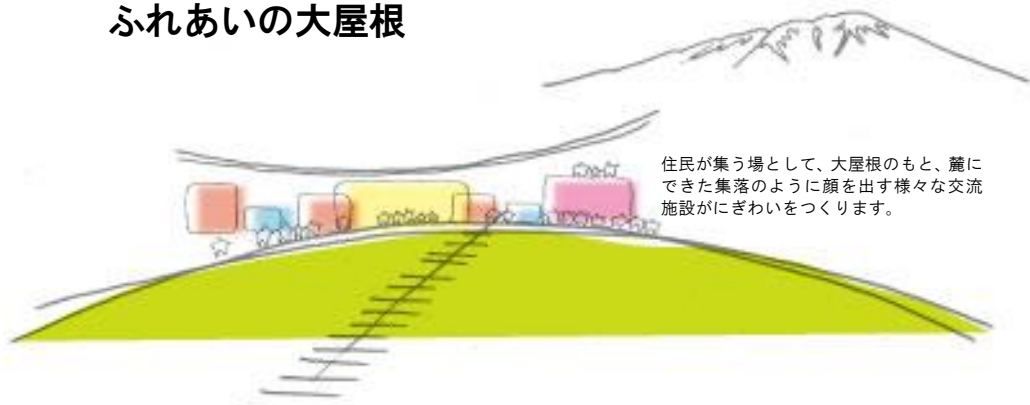


滝沢市交流拠点複合施設 指定管理者募集要項

みんなで作る
ふれあいの大屋根



住民が集う場として、大屋根のもと、麓に
できた集落のように顔を出す様々な交流
施設がにぎわいをつくります。

平成27年10月

滝 沢 市

目次

滝沢市交流拠点複合施設の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。.....	4
1 はじめに.....	4
1-1 指定管理者の募集.....	4
1-2 滝沢市交流拠点複合施設整備事業について.....	4
2 募集対象施設.....	4
2-1 所在及び名称.....	4
2-2 施設概要.....	4
3 業務区分、内容.....	6
3-1 業務区分.....	6
3-2 業務内容.....	6
4 指定期間.....	6
5 経理に関する事項.....	7
5-1 収入として見込めるもの.....	7
5-2 指定管理料.....	7
5-3 指定管理料に含まれるもの.....	8
5-4 経費の支払い方法.....	8
5-5 管理口座・区分会計.....	9
5-6 市への納付金.....	9
6 申込みの手続き.....	9
6-1 申請対象者.....	9
6-2 申請書類.....	10
6-3 提出部数.....	11
6-4 募集要項の配布.....	11
6-5 申請書類提出期限・場所.....	12
7 公募に関する事項.....	12
7-1 公募及び選定スケジュール.....	12
7-2 応募者説明会の開催.....	12
7-3 質問の受付.....	13
7-4 質問に対する回答.....	13
8 選定方法及び選定基準.....	13
8-1 選定方法.....	13
8-2 第1次審査（書類審査）.....	13
8-3 第2次審査（面接審査・プレゼンテーション）.....	13
8-4 評価基準項目.....	14
8-5 指定管理者の指定手続き等.....	14

9	添付資料	15
9-1	配布資料	15
9-2	参考資料	15
10	その他、留意事項など	15
10-1	失格又は無効	15
10-2	その他	15
11	問合せ、申請書類提出先	16
12	評価基準項目	17

滝沢市交流拠点複合施設の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 はじめに

1-1 指定管理者の募集

滝沢市交流拠点複合施設（以下「複合施設」という。）の管理運営にあたり、複合施設のもつポテンシャルを最大限発揮するため、民間のもつノウハウを取り入れ、コスト削減や効率化を図り、かつ市民に多彩で質の高いサービスを提供するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年滝沢村条例第 1 号）第 2 条及び平成 27 年滝沢市市議会 12 月会議に提案予定である滝沢市交流拠点複合施設設置条例（以下「複合施設条例」という。）第 19 条第 4 項の規定に基づき、指定管理者の募集を行います。

なお、複合施設条例については、条例制定後直ちにその旨を公表いたします。

1-2 滝沢市交流拠点複合施設整備事業について

複合施設は、学習、交流・情報発信、活動支援機能を備えた場としての役割をもった施設であり、施設の特徴から 3 つのゾーン（大ホールや会議室を含んだコミュニティゾーン、図書館ゾーン、観光・物産、産直（産地直売）やレストランの産業創造センターゾーン）から成る施設となっています。

※これまでの経緯等については、滝沢市ホームページの交流拠点複合施設のページを参照してください。

<http://www.city.takizawa.iwate.jp/hukugou>

※産業創造センターは、これまで産業雇用創造センターや産業センターと記載していましたが、正式に産業創造センターとなりました。

2 募集対象施設

2-1 所在及び名称

所在：岩手県滝沢市下鶯飼 1 番地 1 4

名称：滝沢市交流拠点複合施設

※愛称、ロゴは、今年度募集決定予定です。

2-2 施設概要

開館予定日	平成 28 年 10 月 1 日 ※当施設は、現在工事中で平成 28 年 8 月に竣工予定です。 協定締結後から開館までの間、開館準備業務をしていただきます。詳細は管理運営業務仕様書に記載しています。
-------	---

<p>屋外施設 敷地概要</p>	<p>・敷地面積 約 33,925 m²</p> <p>・駐車場 約 400 台(防災広場部分も含む) (防災広場を除く駐車場や通路等の共用部面積合計 12,273 m²)</p> <p>・防災広場 6,577 m² (主に災害時における消防、警察、自衛隊及び医療関係者などの駐車場や仮設テントスペースなどですが、通常時は駐車場などとして利用可能です)</p> <p>・調整池 5,858 m² (豪雨時における雨水貯留施設ですが、通常時は広場などとして利用可能です)</p> <p>・たきざわ広場 987 m² (芝生部分と舗装部分に分かれており、イベント会場として利用可能です)</p> <p>・緑地 3,054 m²(2箇所:1,321 m²+1,733 m²) (自然景観を活かしたうるおいの緑地空間スペースです)</p> <p>・建物 5,176 m²(滝沢市交流拠点複合施設) (本館 1階 5,028 m²+機械棟 148 m²)</p>
<p>建物施設 建物概要</p>	<p>名称：滝沢市交流拠点複合施設(コミュニティセンター+図書館+産業創造センター+機械棟)</p> <p>構造等：鉄骨造 2階建</p> <p>建築面積：5,901.06 m² 延床面積：6,356.88 m²</p> <p>設計者等：設計・監理 株式会社三菱地所設計</p> <p>施工 有限会社美和工業（造成1） 東野建設工業株式会社（造成2） 株式会社恵工業（造成3） 株式会社浅沼工務店（造成4） 三井住友建設株式会社（建築、電気、機械、造成5） 株式会社サンケン・エンジニアリング（舞台機構） ミサワ環境技術株式会社（地中熱利用設備） 岩手電工株式会社（太陽光発電設備）</p> <p>施設内容：</p> <p>・コミュニティセンター 4,110 m² 会議室（大1、中1、小4）、和室（12畳、15畳）、事務室、創作兼準備室、クッキングスタジオ、キッズルーム、小ホール、市民活動支援センター、大ホール（客席486席（エアークチェア216席、スタッキングチェア192席、2階78席）</p> <p>・図書館 842 m² 将来蔵書10万冊（一般図書5万冊、児童図書1万冊、閉架書架4万冊）</p> <p>・産業創造センター 941 m² 事務室（観光案内）、多目的スペース、加工スペース、レストラン、物販、テラス</p> <p>・機械棟 148 m²</p>

※施設の配置、平面図、施設概要については、参考資料を参照してください。

3 業務区分、内容

3-1 業務区分

指定管理者の業務の区分は、次のとおりです。指定管理者は、施設全体の包括的な管理運営を担います。

施設内容	管理	運営	備考
コミュニティセンター	○	○	屋外も含む
図書館	○	×	運営は、市直営で行います。
産業創造センター	○	△	△は、滝沢市観光協会と指定管理者が共同運営していくという意味です※

※ その他、滝沢市観光協会は、本施設（観光物販）の管理運営だけではなく、これまで実施してきた事業も本施設を拠点として、引き続き継続していくものとします。

3-2 業務内容

指定管理者が行う基本的な業務内容は、次のとおりです。

- (1) 複合施設条例第 16 条第 2 項に規定する業務
 - ・コミュニティ施設等の使用に関すること
 - ・市民の生涯学習、文化活動及び学習支援の推進に関すること
 - ・観光及び地域産業の振興に関すること
 - ・複合施設の維持管理に関すること
 - ・コミュニティ施設等の休館日又は使用時間の変更に関する業務
 - ・その他、市長が必要と認めた業務
- (2) 複合施設条例第 17 条に規定する利用料金に関すること
- (3) 滝沢市交流拠点複合施設管理運営業務仕様書によるもの
- (4) 開館準備業務

4 指定期間

平成 28 年 6 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（5 年 10 ヶ月）

ただし、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

5 経理に関する事項

5-1 収入として見込めるもの

(1) 施設の利用に伴う利用料金

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金制を採用します。そのため、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入になります。なお、利用料金の額は、複合施設条例に定める額の範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めます。

(2) 産業創造センター（観光・物販、レストラン、産地直売）の売上収入

産業創造センターで行う事業方針、事業内容についてご提案ください。直営にするか、外部委託にするか、具体的（選定方法も含む）な運営体制や運営方法を含め、提案してください。また、外部委託の場合、光熱水費は外部委託業者の負担とし、指定管理者の収入とすることができます。

産業創造センターの事業のうち、「観光・物販」部分は、滝沢市観光協会（以下、「観光協会」という。）と連携して運営することを条件とします。観光協会の事業計画は、参考資料で掲げる収支決算書を参考に観光協会と連携して行う事業及び自主事業についてご提案ください。なお、観光協会は、産業創造センター事務室に配置することを基本とします。

産業創造センターの物販、多目的スペース、レストラン（客席）部分は、壁のない、一つの空間となっています。参考資料の概要図面では、それぞれ色分けがされていますが、この用途と範囲（色分け）にとらわれず、この空間をどのような用途と範囲で活用するのかがご提案ください。また、加工スペースも加工の用途にとらわれず、どのような用途で活用していくのかがご提案ください。

(3) 自主事業収入

自主事業内容を提案ください。自主事業に伴う売上は、指定管理者の収入となります。

(4) その他収入

管理運営に付随するその他の売上（喫茶や自動販売機など）は、指定管理者の収入とすることができます。ただし、自動販売機などの設置場所については、指定管理協定に基づき市と協議した範囲内で設置しなければなりません。

5-2 指定管理料

施設の管理運営に関する一切の経費（開館準備の経費、指定管理者の交代に伴う事務引き継ぎに要する費用を含む。）は、施設の利用料金収入などの収入見込み分と市からの指定管理料をもって施設の管理運営を行うものとします。

市からの指定管理委託料（消費税及び地方消費税を含む）は、次の金額を上限として提案してください。指定管理料は、提出された収支計画書の提案額を基に協議し、協定書に定める額とします。

観光協会が指定管理者と連携して行う経費とは、市が観光協会に支払う経費であり、観光協会は、この経費と収益により指定管理者と連携した産業創造センターの運営（事業）

を行うもので、指定管理者は、観光協会との連携方法や収益の配分について提案いただくものです。

なお、観光協会と連携して行う指定管理事業にかかる収益は、観光協会と按分して指定管理者の収入とすることができます。

年度	指定管理料の上限額	観光協会が指定管理者と連携して行う経費	備考
平成 28 年度	107,000 千円	13,000 千円	開館準備の費用も含む
平成 29 年度	110,000 千円	13,000 千円	
平成 30 年度	107,000 千円	13,000 千円	
平成 31 年度	107,000 千円	13,000 千円	
平成 32 年度	107,000 千円	13,000 千円	
平成 33 年度	107,000 千円	13,000 千円	指定管理者の交代に伴う事務引き継ぎも含む

5-3 指定管理料に含まれるもの

指定管理料に含まれる経費は、管理運営に必要な経費（人件費、旅費、報償費、需用費（光熱水費、消耗品費、修繕費）、役務費、委託費、使用料及び賃借料、委託料、負担金、その他経費（租税公課など）、産業創造センター内の配架・厨房機器など）すべてになります。

光熱水費及び修繕費については、市で指定する額（様式 7 号収支計画書に記載する額）とし、年度ごとに精算するものとします。平成 28 年度については、施設開館準備備品費用（舞台関係備品、消火器、その他必要備品）も含んだ指定管理料になっていますので、この分については、精算項目になります。

修繕費等に要する費用は小規模修繕、大規模修繕から構成し、次のとおり取り扱うものとします。照明器具、空調機等の設備及び備品等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品等は、消耗品として消耗品費に計上してください。

- ①小規模修繕：施設又は設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させるものとし、必要な金額を計上してください。今回は、新築のため無いものと考えています。
- ②大規模修繕：年度ごとの変動が大きいため、大規模修繕費は指定管理者の管理に要する経費には計上しないでください。なお、大規模修繕が必要となった場合は、別途、指定管理者と市との間で協議を行い、決定します。今回は、新築のため無いものと考えています。

5-4 経費の支払い方法

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に指定管理者の請求に基づき、四半期ごとに分割して支払います。支払時期、額及び方法等は協定において定めず。

5-5 管理口座・区分会計

指定管理業務に係る各年度における収入及び支出は、指定管理者の他の事業等に関する収入及び支出を完全に区分し、独立した会計管理を行うこととします。

また、観光協会における事業についても収入及び支出を完全に区分し、独立した会計管理を行うこととします。

5-6 市への納付金

年度ごとに収入が支出を上回った場合は、上回った額の X% を市へ返還するものとします。ただし、あらかじめ指定している精算項目（光熱水費等）については、精算を行います。

この X% について、提案してください。

6 申込みの手続き

6-1 申請対象者

(1) 応募資格等

- ① 指定期間中、安全円滑で安定して複合施設の管理運営を担うことのできる団体とし、法人格の有無を問いません。（ただし、個人での応募はできません。）
- ② 複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）で応募する場合は、グループを代表する代表団体を定めるとともに構成団体を明記して応募してください。
- ③ 滝沢市平成 27・28 年度競争入札参加資格者名簿（物品の買入れ等）に登録済み又は、指定管理者の指定までに登録するものであること。（次回、平成 28 年 2 月受付）
- ④ 応募者（グループの構成員を含む）として、これまでに文化的施設等[※]での指定管理者としての実績があり、経営等の状況が良好であること。

※文化的施設等とは、劇場、観覧場、公会堂、コンサートホール、地区コミュニティ施設、公民館、図書館、博物館、美術館、ギャラリー、郷土資料館、保健センター、福祉センター、児童館、産業振興・観光施設などの施設。

- ⑤ 応募要件として、滝沢市観光協会を構成団体の一員として管理運営を行うことを条件とします。滝沢市観光協会については、参考資料を参照してください。

また、平成 28 年 10 月 1 日からコミュニティセンターを開館（図書館は、12 月 1 日開館予定）し、平成 29 年 4 月中までに産業創造センター部分を開設することを条件とします。

(2) 欠格事項

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 現に指名停止を受けている者
- ③ 申請の直近 2 年度分の租税を滞納している者
- ④ 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがあるものまたは民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの、その他経営状況が著し

く不健全であると認められるもの。

- ⑤ 滝沢市議会の議員、市長、副市長、指定管理者の選定の決定に関与する市の職員並びに地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する委員会の委員（監査委員を含む）が会長、副会長、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる常勤の役員に就任している法人その他の団体
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑧ 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれがある者

(3) 複数申請の禁止

- ① 単独で申請した団体は、グループ申請の構成団体となることはできません。
- ② 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできません。ただし、滝沢市観光協会は除きます。

(4) グループ申請の構成の変更

- ① グループ申請の場合、代表団体及び構成団体を変更することは原則として認めません。

6-2 申請書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 申請者に関する書類

○は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類

番号	提出書類		様式番号
1	○	滝沢市公の施設指定管理者指定申請書	様式 1 号
2	△	グループ申請構成表	様式 1-1 号
3	△	共同事業体協定書兼委任状	様式 2 号
4	○	団体概要調書	様式 3 号
5	○	申請者に関する書類※ ※グループ申請の場合、構成団体分も提出してください。ただし、滝沢市観光協会の分は除きます。 ※各証明書類は、指定申請書提出日から 3 ヶ月以内に発行されたものを使用してください。 ①定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類 ②法人にあつては当該法人の登記簿謄本または登記事項証明書、法	様式任意

		<p>人以外の団体にあつてはその代表者の住民票</p> <p>③役員名簿（役職、氏名、生年月日、住所、電話番号、就任年月日記載のもの）</p> <p>④納税証明書（直近2年度分の課税されているすべての租税※）</p> <p>※国税（法人税、消費税）（その3の3）及び主たる事業所の所在地の地方税（法人県民税、法人事業税、法人市町村民税、事業所税、固定資産税、都市計画税及び地方消費税）の直近2年度分。該当のないものについては、その旨を申立書で提出してください。</p> <p>⑤申請日に属する年度の事業計画書及び収支予算書</p> <p>⑥経営に関する書類（直近会計年度のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書 ・その他の団体については、収支計算書 	<p>申立書 様式4号</p>
6	○	誓約書	様式5号

(2) 提案に関する書類

○は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類

番号		提出書類	様式番号
1	○	滝沢市交流拠点複合施設事業計画書	様式6号
2	○	滝沢市交流拠点複合施設収支計画書	様式7号

(3) その他書類

○は必ず提出する書類、△は該当がある場合に提出する書類

番号		提出書類	様式番号
1	△	説明会参加申込書	様式8号
2	△	質問書	様式9号
3	△	辞退届	様式10号

6-3 提出部数

申請書類を番号順に並べ、「申請者に関する書類」、「提案に関する書類」をまとめて1つとし、10部（原本1部、コピー9部）を提出してください。ファイルに綴る必要はありません。ダブルクリップで1部ずつ留めて提出してください。

6-4 募集要項の配布

(1) 配布日

平成27年10月15日（木）～

(2) 配布場所

滝沢市ホームページの複合施設のページ及び次の場所で配布します。なお、郵便での配布は行いません。

- ・滝沢市ホームページの交流拠点複合施設のアドレス：
<http://www.city.takizawa.iwate.jp/hukugou>
- ・配布場所：滝沢市 市民環境部 地域づくり推進課
- ・配布時間：8時45分～17時00分（土曜、日曜、祝日を除く）

6-5 申請書類提出期限・場所

(1) 申請書提出期限

平成27年12月16日（水）午後5時必着で、持参、郵送または宅配便のいずれかで提出してください。

(2) 受付場所

募集要項配布場所と同じ。

7 公募に関する事項

7-1 公募及び選定スケジュール

- ・公募要項の配布日 平成27年10月15日（木）
- ・説明会参加申込締切日 平成27年11月16日（月）午後5時まで
- ・応募者説明会 平成27年11月18日（水）午後1時半から
- ・質問受付締切日 平成27年11月24日（火）午後5時まで
- ・質問に対する回答日 平成27年12月2日（水）
- ・申請書類の提出期限 平成27年12月16日（水）午後5時まで
- ・一次審査（書類審査） 平成28年1月7日（木）
- ・二次審査（面接審査） 平成28年1月下旬
- ・選定結果の通知 平成28年2月上旬

7-2 応募者説明会の開催

今回の公募について、応募予定団体向けの説明会を開催しますので、応募を予定されている団体は、ぜひご参加ください。

- ・日時 平成27年11月18日（水）午後1時半から
- ・場所 滝沢市役所
- ・申込方法 説明会に参加を希望される団体は、「説明会参加申込書」（様式8号）に記入のうえ、11月16日（月）午後5時までに、事務局までメールにて申込みください。件名は、「複合施設説明会参加申込書」とし、当市で受信確認後、受領確認の返信メールと併せて、説明会場のご連絡をいたします。複合施設は、現在、工事中のため外からの見学となります。

7-3 質問の受付

今回の応募に伴い質問がある場合は、次のとおり質問を受付します。

- ・質問締切日 平成 27 年 11 月 24 日（火）午後 5 時必着
- ・質問方法 質問がある団体は、「質問書」（様式 9 号）に記入のうえ、11 月 24 日（火）午後 5 時までに、事務局までメールにて申込みください。件名は、「複合施設質問書」とし、当市で受信確認後、受領確認の返信メールをします。なお、電話などによる質問は、受付しません。

7-4 質問に対する回答

いただいた質問は、次のとおり回答します。

- ・質問回答日 平成 27 年 12 月 2 日（水）
- ・回答方法 質問に対する回答は、滝沢市ホームページの交流拠点複合施設のページ上に掲載します。

8 選定方法及び選定基準

8-1 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「滝沢市交流拠点複合施設指定管理候補者選定委員会設置要綱」に基づき設置された「滝沢市交流拠点複合施設指定管理候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において選定します。

選定にあたっては、審査基準に基づき第 1 次審査（書類審査）で 5 団体程度を選定し、後日、第 1 次審査で選定された者を対象に、第 2 次審査（面接審査・プレゼンテーション）を実施し、最終選考の上、第 1 候補者及び第 2 候補者を選定します。

【滝沢市交流拠点複合施設指定管理候補者選定委員会委員】

委員長 滝沢市市民環境部長

委員 滝沢市健康福祉部長、経済産業部長、都市整備部長、企画総務部長
教育委員会次長、上下水道部長、議会事務局長

8-2 第 1 次審査（書類審査）

申請書類に基づき審査を行い、第 2 次審査対象者を 5 団体程度に絞り込みを行います。第 1 次審査の結果は、全申請団体あてに文書で通知します。（平成 28 年 1 月中旬頃予定）なお、第 2 次審査対象者には、第 2 次審査の日時、場所、実施要領について併せて通知します。

8-3 第 2 次審査（面接審査・プレゼンテーション）

第 1 次審査で選定された者を対象に、次の概要で第 2 次審査（面接審査・プレゼンテーション）を実施し、最終選考のうえ、第 1 候補者及び第 2 候補者を選定します。

(1) 第2次審査の流れ

- ① 説明は、提出済みの提案に関する書類により、プロジェクターを使用し20分以内で行います。プロジェクター及びパソコンは用意します。なお、提出済書類以外の資料の追加は、認めません。
- ② 説明後、委員による質疑（ヒアリング）を15分以内で行います。
- ③ 説明者は、申請者またはグループ構成員の職員とし、機材操作者も含み4名以内とします。
- ④ その他、詳細につきましては、第1次審査で選定された者に通知します。

(2) 第2次審査結果の通知

第2次審査については、第2次審査参加者全員に速やかに結果を文書で通知します。

8-4 評価基準項目

別紙「滝沢市交流拠点複合施設指定管理者選定にかかる評価基準項目」のとおり。

8-5 指定管理者の指定手続き等

(1) 指定手続き等

市と第1候補者は、協定締結に向けた詳細協議を行い、基本協定案を作成します。その後、地方自治法の規定に基づき、第1候補者を指定管理者として指定する議案を滝沢市議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定し、基本協定を締結します。

(2) 協定の内容

協定の内容は、概ね次のとおりです。詳細については、第1候補者と協議して作成します。

- ① 総則
- ② 本業務の範囲と実施条件
- ③ 本業務の実施
- ④ 備品等の取扱い
- ⑤ 業務実施に係る確認事項
- ⑥ 指定管理料及び利用料金
- ⑦ 損害賠償及び不可抗力
- ⑧ 指定期間満了
- ⑨ 指定期間満了以前の指定の取消し
- ⑩ その他

(3) 施設開館準備

指定管理者の指定は、滝沢市議会において指定管理者の指定が議決された後になります。指定後、平成28年6月1日から開館前（コミュニティセンターについては、平成28年9月30日、産業創造センターについては、平成29年4月）までの期間、開館のための準備を行っていただきます。詳細は、管理業務仕様書を基本に開館準備計画について

てご提案ください。

(4) その他

滝沢市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められるとき、または第 1 候補者が辞退したときは、第 2 候補者と協議及び指定管理者の指定手続きを行います。

なお、議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該指定管理に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

9 添付資料

9-1 配布資料

- ・滝沢市交流拠点複合施設指定管理者募集要項
- ・滝沢市交流拠点複合施設管理運営業務仕様書

9-2 参考資料

- ・滝沢市交流拠点複合施設 実施設計概要版
- ・ " 概要図面
- ・ " 管理運営計画《基本方針編》
- ・ " 管理運営計画《管理運営編》
- ・平成 26 年度滝沢市観光協会事業実績書

10 その他、留意事項など

10-1 失格又は無効

以下の事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ① 提出期日が守られなかったとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 選定委員会、本市職員その他本件関係者に対する本件申請に対する援助を直接又は間接的に求めた場合。(個別接触も禁止です。)
- ④ 応募 1 団体(共同企業体)につき、提案は 1 案とします。複数の提案はできません。また、複数の共同事業体の構成員となることもできません。
- ⑤ その他、選定委員会が本要項に違反すると認めたとき。

10-2 その他

その他、留意事項などは次のとおりです。

- ① 応募に関して必要となる費用については、すべて団体の負担とします。
- ② 申請書類提出後に辞退する場合は、必ず「辞退届」を提出してください。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 申請書類は、理由のいかんを問わずお返ししません。

- ⑤ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑥ 申請書類は、必要に応じ複写する場合があります。

11 問合せ、申請書類提出先

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼 55 番地

滝沢市 市民環境部 地域づくり推進課 担当：藤澤

電話：019-656-6514 FAX：019-684-2158

E-mail：kyoten@city.takizawa.iwate.jp

12 評価基準項目

滝沢市交流拠点複合施設指定管理者選定にかかる評価基準項目

選定基準	審査項目	審査内容	配点	主な事業計画書項目
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	基本理念の理解と管理運営方針について	設置目的や管理運営の基本方針に基づいた、管理運営方針が示されているか。意欲、熱意はあるか。	90	1-1
	サービス向上について	サービスの質の確保及びサービス向上が図られた運営となっているか。		2-1
		市民活動を支援する具体的な計画が提案されているか。		2-2
		地域や利用者のニーズを把握し、施設運営に反映させる計画内容か。		2-3
		複合施設としての特徴を十分に理解し、複合施設として効果的な連携が図られているか。	2-4	
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること	利用率向上と目標値の設定について	利用率向上や利用促進のための具体的な提案がされているか。	110	3-1 3-2 3-3 3-4
	観光及び地域産業の振興について	<ul style="list-style-type: none"> 運営管理に関する観光協会との連携方法が提案されているか。 市内の観光、イベント及び店舗等に関する情報が発信され、継続的な集客や交流による地域活性化が期待できる提案内容であるか。 地域の特産品販売や産直組合との運営体制や運営方法が示されており、市民サービスの向上や集客が見込まれる提案内容であるか。 市内農産物や特産品について販路開拓、商品企画、テストマーケティング、及び商談会等を観光協会と連携して行うことにより、地産地消やブランド開発等が期待される提案内容であるか。 		
	施設の利用条件について	利用料金、開館時間、休館日等、指定管理者の提案による更なる施設の有効活用を図ることが可能な内容、具体性があるか。		
	自主事業について	5年間を通じ、施設の特徴を生かした計画的な提案であり、施設の設置目的に大きく寄与するものであるか。 地域住民が参加しやすく、交流（世代間・異業種・地域等）が図れる自主事業計画となっているか。		
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	施設等の維持管理の内容、効率性、及び実現の可能性	効率的運営のための具体的な内容や工夫が提案されているか。	120	5-1
		環境に配慮した管理運営となっているか。		5-2 5-3
	施設の管理運営に係る収支計画の内容、整合性及び実現の可能性	利用料金など収入の確保を図る提案は、具体的かつ実現的か。		6-1 6-2
		管理運営に係る経費削減に取り組む提案となっているか。提案された事業計画との整合性が取れた収支バランスとなっているか。		
公の施設を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	安定的な管理運営が可能な組織体制について	指定管理業務を継続していくための職員の人数・体制が整っているか。	90	7-1
		職員の資質向上のための指導育成、研修計画が整っているか。		7-2
		滝沢市観光協会との共同運営体制は十分か。		7-3
	安定的な運営が可能となる財政基盤等について	応募団体の財務状況は健全であるか、安定しているか。 公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理及び運営の実績ノウハウがあり、良好か。		申請者に関する書類
その他市長等が別に定める事項	情報の管理	個人情報保護が図られているか。	40	8-1 8-2
	危機管理体制	災害、その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、災害時避難場所としての機能転換が図られる内容となっているか。		
	地域貢献	再委託、職員の採用など、滝沢市内からの積極的な採用、雇用について配慮がなされているか。		5-2 7-1
	開館準備	円滑な開館を迎えるために必要な準備計画となっているか。		9-1

※主な事業計画書項目 10-1 は、全項目に対して適用。